

# お子様が「療育」(児童発達支援)を利用することを考えているご家族へ お子様が「療育」(放課後等デイ)を利用しているご家族へ



倉敷市内には多くの事業所があります。  
事業所によって、療育の手法は様々です。  
まずは、複数の事業所を見学してから事業所は決めてください。  
相談支援専門員もお手伝いします。

## 療育の事業所は何をしてくれますか？



事業所が決まったら、まずは事業所にお子様の特性（何ができて何ができにくい、何が得意で何が不得意かなど）をしっかりと見立ててもらってください。その見立てに基づいた個別支援計画（短期・中期・長期のステップなどが書かれたもの）を作成し、支援がスタートします。

## 個別支援計画はどのように活用すればいいですか？



個別支援計画は、お子様の特性に基づいて作成されていますので、お子様の特性理解に役立ててください。  
園や学校の先生にも見てもらい、お子様の特性や課題、今後の目標について共有するためのツールとしてもご活用ください。  
また、倉敷市が無料で配布している「かがやき手帳」に個別支援計画を綴っておくと、お子様の成長がよく見えるだけでなく、関係機関との情報共有がしやすくなります。  
「かがやき手帳」は、ゆめぱる・障がい福祉課で配布しています。

## 療育の目的ってなんですか？



倉敷市では、「本人の特性や物事の学び方を、保護者や地域の支援者が理解し、大人になったときに、地域で本人らしく自立した暮らしができるようになる」ことを「療育」の目的にしています。  
なので、なぜ、今、その支援が必要なのか、事業所にしっかり確認してください。

## 療育を利用すれば、 こどもは成長しますか？



療育を定期的にご利用するだけですべての課題が改善するものではありません。ご家族がお子様の特性をしっかりと理解し、ご家庭での関わり方に活かすことが重要です。そのためにも、ご家庭でできる支援を事業所と一緒に考えてください。事業所にいろいろ相談することを絶対に遠慮しないでください。事業所にはご家族に寄り添った支援をすることも求められていますし、専門的な見知から助言を行うことも事業所の重要な役割です。

## 複数の事業所で、いろんな支援を 受けさせたいです。



倉敷市は、発達に特性のあるお子様に対して、一人ひとりに合わせた個別支援計画に沿って一貫した支援を行うことが重要であると考えています。そのため、お一人様一事業所の利用を原則としております。（病院のリハビリはこの限りではありません）

## 事業所についての相談は どこにすればいいですか？



万一、事業所がご家族の求めに対して誠実に対応してくれないときは、担当の相談支援専門員、ゆめぱる、障がい福祉課、岡山県備中県民局にいつでもご相談ください。

ゆめぱる	086-434-9882
倉敷市障がい福祉課	086-426-3305
岡山県備中県民局健康福祉課	086-434-7064